

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 27 年 9 月 18 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 5件

厚生年金保険関係 5件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500127号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500085号

## 第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和19年10月1日に、喪失年月日を昭和20年12月11日に訂正し、昭和19年10月から同年12月までの標準報酬月額を50円、昭和20年1月から同年11月までの標準報酬月額を60円とすることが必要である。

昭和19年10月1日から昭和20年12月11日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和2年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和19年4月1日から昭和20年12月頃まで

A社に勤務した期間に係る厚生年金保険加入記録を年金事務所に照会したところ、「A社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は昭和19年6月1日であるが、資格喪失年月日が確認できない。」との回答であった。

しかし、A社には、昭和19年4月1日から昭和20年12月頃までC業務又はD業務として勤務していたので、請求期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社に係る厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)及び請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳等によると、請求者が、同社E支店において厚生年金保険被保険者資格を昭和19年6月1日に取得し、その資格を喪失した同年9月1日と同日に、同社F支店において再取得していることは確認できるが、同社F支店に係る資格喪失日が記載されていないところ、同社に係る被保険者名簿を見ると、多くの被保険者について資格喪失日が記載されておらず、請求期間当時、社会保険事務所(当時)において、A社に係る年金記録の管理が適切に行われていなかったことがうかがえる。

また、請求者は、「A社には、姉と一緒に通勤していたが、請求期間中の昭和20年\*月に、米軍機に機銃掃射され姉は死亡した。」旨陳述しているところ、当該陳述内容については、平成10年にG県が発行した書籍において請求者の体験記として掲載されており、請求者から提出された姉の死体検案書の内容と一致していることから、請求者は、請求者の姉が死亡した昭和20年\*月\*日において、A社に勤務していたと考えられる。

さらに、請求者は、「A社に勤務していた中学校の同級生二人は、請求期間中に徴兵され、復員後、私の在職中に、同社を退職して別の会社に就職したと聞いた。」旨陳述しているところ、A社に係る被保険者名簿において、請求者が記憶する同級生と考えられる二人の厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日は昭和20年9月30日と記載されていることから、請求者が同日において、同社に勤務していたことがうかがえる。

加えて、G県から提出された請求者の履歴書を見ると、「昭和19年3月20日A社入社。昭

和 20 年 12 月 10 日 退社。」と記載されている。

これらを総合的に判断すると、事業主が、請求者について、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和 19 年 6 月 1 日とする旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和 20 年 12 月 11 日とすることが妥当である。

また、昭和 19 年 10 月から昭和 20 年 11 月までの標準報酬月額については、前述の被保険者名簿等における請求者の記録から、昭和 19 年 10 月から同年 12 月までの標準報酬月額を 50 円、昭和 20 年 1 月から同年 11 月までの標準報酬月額を 60 円とすることが必要である。

なお、昭和 19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間については、請求者に係る厚生年金保険被保険者台帳索引票及び被保険者名簿において確認できる㊟の押印について、日本年金機構 G 事務センターは、「㊟表示がある場合の厚生年金保険被保険者期間は昭和 19 年 10 月 1 日からと考える。」旨回答していることから、当該期間は、厚生年金保険制度発足前の準備期間であり、制度上、厚生年金保険料の徴収は行われておらず、厚生年金保険被保険者期間に算入されない期間であったと考えられる。

また、請求者は、自身と同時期に入社し、同じ業務を行っていた複数の同僚を記憶しているところ、当該同僚と考えられる者のオンライン記録を見ると、A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日は、昭和 19 年 10 月 1 日となっている。

一方、請求期間のうち、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間について、B 社は、「当時の資料は残っておらず、請求者の請求期間における勤務及び保険料控除については不明である。」旨回答している。

このほか、請求期間のうち、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る請求者の労働者年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険被保険者として、昭和 19 年 4 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500327号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500087号

## 第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成18年8月10日は31万3,000円、同年12月8日は32万4,000円、平成19年4月10日は37万9,000円、同年8月10日は33万円、同年12月10日は30万5,000円、平成20年4月10日は33万4,000円、同年8月8日は25万6,000円、同年12月10日は35万1,000円、平成21年4月10日は19万7,000円、同年8月10日は32万4,000円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日、同年12月8日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日、同年8月8日、同年12月10日、平成21年4月10日及び同年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成18年8月10日、同年12月8日、平成19年4月10日、同年8月10日、同年12月10日、平成20年4月10日、同年8月8日、同年12月10日、平成21年4月10日及び同年8月10日の上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

その余の請求期間については、標準賞与額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年4月  
② 平成15年7月  
③ 平成17年8月  
④ 平成18年8月  
⑤ 平成18年12月  
⑥ 平成19年4月  
⑦ 平成19年7月  
⑧ 平成19年8月  
⑨ 平成19年12月  
⑩ 平成20年4月  
⑪ 平成20年7月  
⑫ 平成20年8月  
⑬ 平成20年12月  
⑭ 平成21年4月  
⑮ 平成21年7月  
⑯ 平成21年8月

A社に乗務員として勤務した期間のうち、請求期間①から⑯までに支払われた賞与について、標準賞与額の記録が無い。当該賞与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭及び⑯については、請求者から提出された平成18年分から平成21年分までの各年の源泉徴収票及びB銀行C支店の預金取引明細表（写し）により、請求者は、当該請求期間にA社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭及び⑯に係る標準賞与額については、前述の源泉徴収票における社会保険料控除額及び預金取引明細表（写し）における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、請求期間④は31万3,000円、請求期間⑤は32万4,000円、請求期間⑥は37万9,000円、請求期間⑧は33万円、請求期間⑨は30万5,000円、請求期間⑩は33万4,000円、請求期間⑫は25万6,000円、請求期間⑬は35万1,000円、請求期間⑭は19万7,000円、請求期間⑯は32万4,000円とすることが妥当である。

なお、賞与の支給日については、前述の預金取引明細表（写し）で確認できる振込日の記録から、請求期間④は平成18年8月10日、請求期間⑤は同年12月8日、請求期間⑥は平成19年4月10日、請求期間⑧は同年8月10日、請求期間⑨は同年12月10日、請求期間⑩は平成20年4月10日、請求期間⑫は同年8月8日、請求期間⑬は同年12月10日、請求期間⑭は平成21年4月10日、請求期間⑯は同年8月10日とすることが妥当である。

また、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答は得られないものの、複数の同僚が保管する請求期間④、⑤、⑥、⑧、⑨、⑩、⑫、⑬、⑭及び⑯に係る賞与支給明細書において厚生年金保険料が控除されていることが確認できるところ、事業主が当該賞与と支払に係る届出を行った記録は見当たらないことから、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間①、②、③、⑦、⑪及び⑮については、請求者の当該期間に係る賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額をA社に照会したが、同社から回答を得られない。

また、請求期間①及び②については、請求者の賞与の振込先であったB銀行C支店は請求期間①及び②当時の入出金記録を保管していないことから、請求者の請求期間①及び②の賞与に係る振込額を確認することができない上、請求者の請求期間①及び②当時の住所地であるD県E市は請求期間①及び②が属する平成15年における年間の社会保険料控除額を確認できる課税資料を保管していないことから、請求者の請求期間①及び②の賞与に係る厚生年金保険料控除額についても確認することができない。

さらに、請求期間③については、前述の預金取引明細表（写し）により、請求者にA社から当該期間に係る賞与が支給されていることが確認できるものの、請求者の請求期間③当時の住所地であるD県E市は請求期間③が属する平成17年における年間の社会保険料控除額を確認できる課税資料を保管していないことから、請求者の請求期間③の賞与に係る厚生年金保険料控除額について確認又は推認することができない。

加えて、請求期間②、⑦、⑪及び⑮については、請求者はいずれも7月に支払われた賞与に係る標準賞与額の記録訂正を求めているところ、前述のとおり請求期間②に係る入出金記録は保管されておらず、平成17年3月以後の入出金履歴が記載されている前述の預金取引明細表（写し）において、A社からの請求期間⑦、⑪及び⑮に係る賞与の振込記録は確認できない上、請求期間当時の同社の経理・社会保険事務担当者は、「乗務員に対する賞与支払月は、4月、8月及び12月であり、7月に賞与を支給することは無かった。」旨回答している。

このほか、請求期間①、②、③、⑦、⑪及び⑮について、請求者の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料の控除について確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①、②、③、⑦、⑪及び⑮について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500337号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500088号

## 第1 結論

請求者のA社における平成16年4月9日の標準賞与額を30万2,000円、同年8月10日の標準賞与額を22万1,000円、同年12月10日の標準賞与額を28万4,000円に訂正することが必要である。

平成16年4月9日、同年8月10日及び同年12月10日の訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成16年4月9日、同年8月10日及び同年12月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年4月9日  
② 平成16年8月10日  
③ 平成16年12月10日

A社に乗務員として勤務していた厚生年金保険被保険者期間のうち、請求期間に係る標準賞与額の記録が無い。

請求期間に係る市民税・県民税特別徴収税額の通知書と総合口座通帳の写しを提出するので、標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された平成17年度(平成16年分所得)市民税・県民税特別徴収税額の通知書及び総合口座通帳の写しにより、請求者は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準賞与額については、前述の市民税・県民税特別徴収税額の通知書における社会保険料控除額及び総合口座通帳における賞与振込額により推認できる賞与支給額から、請求期間①は30万2,000円、請求期間②は22万1,000円、請求期間③は28万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主の回答は得られないものの、複数の同僚が保管する請求期間①、②及び③に係る賞与支給明細書において、厚生年金保険料の控除が確認できるところ、事業主が当該賞与支払に係る届出を行った記録は見当たらないことから、事業主は、請求者の当該期間に係る賞与支払届を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500149号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500086号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(後に、B社に商号変更)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和48年8月1日から昭和49年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険加入記録が無い。同社には、昭和48年8月から事務員として勤務していたので、同社における資格取得日を同年8月1日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者が記憶するA社の元同僚の陳述等から、期間は特定できないものの、請求者が請求期間のうち一部の期間において、同社に勤務していたことが推認できる。

しかし、商業登記の記録によると、A社は、昭和53年に解散しており、請求期間当時の事業主は所在不明である上、請求期間当時の社会保険事務担当者も特定できないことから、請求者の請求期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料控除等の状況について確認することができない。

また、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得年月日(昭和49年4月1日)以前1年間に、同社において同資格を取得している者のうち、厚生年金保険被保険者資格の取得年月日が雇用保険被保険者資格の取得年月日より遅い者が複数確認でき、このうち一人は約10か月遅いところ、同人は「入社後、厚生年金保険に加入するまでの期間に係る厚生年金保険料について、給与から控除されていたか否かは分からない。」旨陳述している。

さらに、請求者が自身と同じ事務職であったと記憶する元同僚4人のうちの1人については、A社に係る厚生年金保険加入記録を確認することができない。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿の請求者欄を見ると、資格取得年月日の訂正等の不自然な点も見当たらない。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、控除をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。



厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500082号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500089号

## 第1 結論

請求期間①について、訂正請求記録の対象者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、訂正請求記録の対象者のB社(現在は、C社)D支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名(続柄) : 女(子)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和29年生  
住所 :

### 2 被保険者等の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正8年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和34年11月10日から昭和36年3月6日まで  
② 昭和40年4月20日から同年9月4日まで

母(訂正請求記録の対象者)の厚生年金保険の記録を年金事務所に照会したところ、請求期間①及び②の被保険者記録が無いとの回答を受けた。

しかし、私が幼い頃、母はずっと働きに出ており、家に居たことがなかったので、請求期間①の直前直後に厚生年金保険の加入記録が有るA社に、請求期間①も継続して勤務していた。

また、請求期間②には、E市に所在したF業のG社で、母はH職をしていた。

母は、請求期間①及び②のいずれの期間も働いていたので、請求期間①及び②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者は、訂正請求記録の対象者が、A社に勤務していたと主張している。

しかし、A社は、昭和42年に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、昭和49年に解散している上、請求期間①当時の事業主は既に死亡しているため、同社における訂正請求記録の対象者の勤務実態等を事業主等に確認することができない。

また、請求期間①当時のA社の元従業員に照会したが、同社における訂正請求記録の対象者の勤務期間を覚えている者はおらず、請求期間①において、訂正請求記録の対象者が給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる回答は得られなかった。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間①における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

請求期間②について、請求者は、訂正請求記録の対象者が、G社に勤務していたと主張しているところ、B社D支店の複数の元従業員の陳述から判断すると、期間を特定できないものの、訂正請求記録の対象者が同社D支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、C社は、「請求期間当時の資料が現存しないため、訂正請求記録の対象者に

係る厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況については、不明である。」旨回答している。

また、請求期間②当時のB社D支店の複数の元従業員に照会したところ、請求期間②に同社D支店において給与計算及び社会保険の事務を担当していたとする元従業員は、「当時、B社D支店の雇用形態には、正社員と厚生年金保険に加入しない定時社員の2種類があり、訂正請求記録の対象者は定時社員であったと思う。」旨陳述していることから判断すると、同社D支店では、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、定時社員から正社員に登用されたとする元従業員は、「私は、定時社員として、C社に入社し、途中で正社員に登用された時に事業所から社会保険に加入することになる旨の説明を受けた。厚生年金保険料は加入後、給与から控除されるようになった。」旨陳述している。

このほか、訂正請求記録の対象者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500133号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500090号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和38年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

A社を平成元年6月30日に退職したため、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は、当該退職日の翌日である同年7月1日と記録されるべきであるところ、退職日と同日の同年6月30日と記録されている。

退職に当たって、請求期間の厚生年金保険料を控除する旨を上司から説明されたことを記憶しており、請求期間の厚生年金保険料は控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、A社に平成元年6月30日まで勤務し、同年6月分の厚生年金保険料を控除されていた旨陳述している。

しかしながら、A社は平成17年に解散しているところ、同社の清算人である解散時の代表取締役は、「請求期間当時の資料は保管していないが、請求期間当時の関係者に聞いたところ、請求期間当時、月末退職の場合は、社会保険料が掛からないように、退職日を月末日の一日前の日としていた。したがって、退職月に係る厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

また、A社が加入していたB企業年金基金の担当者は、「請求期間当時、厚生年金基金加入員資格喪失届は、厚生年金保険被保険者資格喪失届と複写式だった。」旨陳述しているところ、当該基金から提出された「厚生年金基金加入員資格喪失届」を見ると、請求者に係る資格喪失年月日欄には「平成1年6月30日」、同じく備考欄には「6/29退職」と記されており、当該資格喪失年月日等に係る記載内容は、厚生年金保険被保険者資格喪失日と一致している上、雇用保険の記録における請求者の離職日(平成元年6月29日)とも符合している。

さらに、請求期間当時、A社において厚生年金保険の被保険者記録が有る複数の者に照会したが、請求期間における請求者の勤務実態等をうかがわせる陳述は得られない上、請求者は、退職月の厚生年金保険料を控除する旨を上司から説明されたと主張しているところ、当該上司の所在は不明であり、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金

保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500148号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1500091号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和4年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和21年4月頃から昭和23年10月頃まで

厚生年金保険の加入記録を年金事務所に照会したところ、請求期間に勤務したA社B支店における厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を受けた。

A社B支店では、正社員として勤務し、C健康保険組合から交付された健康保険被保険者証で、D病院等に通院した記憶があるので、厚生年金保険に加入していた。

請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

A社B支店の元従業員の陳述及び請求者が記憶する同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録から判断すると、期間は特定できないものの、請求者が同社B支店に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社は、「請求期間当時の資料が現存しないため、請求者の勤務状況、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除状況については、不明である。」旨回答している。

また、請求者は、請求期間において健康保険組合から健康保険被保険者証を交付されたと主張しているところ、C健康保険組合は、「請求期間当時の資料が残っていないため、当組合における請求者の被保険者記録は確認できない。また、当時の加入に係る取扱いについても分からない。」旨回答している。

さらに、請求者が請求期間当時に健康保険被保険者証で受診したとする医療機関及びその関係者に照会したが、いずれも請求期間当時の請求者に係る診療記録を保管しておらず、請求者が請求期間に健康保険に加入していた状況を確認することができない。

加えて、A社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、請求期間に厚生年金保険被保険者記録が有り、所在の判明した者に照会したが、これらの者から、同社B支店における請求者の勤務期間及び厚生年金保険料の控除並びに請求期間当時の同社B支店における厚生年金保険の適用に係る取扱い等を確認できる陳述は得られなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1500202号  
厚生局事案番号 : 近畿(脱)第1500007号

## 第1 結論

昭和40年6月1日から昭和43年1月25日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和40年6月1日から昭和43年1月25日まで

請求期間にA社に勤務していたが、姉が移住していたB国に留学し永住するため、同社を退職し、その1年後に移住した。

B国に滞在中の2003年(平成15年)頃以降に、C領事館を通じて外務省から、日本の公的年金制度に加入期間がある者は年金が支給される旨の説明を受けた。

平成25年に一時帰国した際、年金事務所に請求期間に係る年金の支給申請をしたところ、A社に勤務した請求期間については脱退手当金が支払われており、年金は支給できないとの回答を受けた。しかし、私は脱退手当金の制度を知らなかったので、請求できるはずがなく、脱退手当金を受給していないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

オンライン記録において、A社における厚生年金保険の被保険者記録が有り、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日(昭和43年1月25日)の前後2年以内に被保険者資格を喪失した5人のうち、脱退手当金の支給記録が有る者は、請求者を含め2人確認できるところ、当該2人に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、いずれにも脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されており、このうち請求者以外の1人は、「同僚から、保険料が掛け捨てにならないよう、厚生年金保険の脱退手当金の受給を勧められ、脱退手当金を受給した。」旨陳述している。

また、請求者は、「姉が移住していたB国に留学し永住するために事業所を退職した。」旨陳述しており、請求期間後、日本の公的年金制度に加入記録の無い請求者が、脱退手当金を受給することに不自然さほうがえない上、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。